

令和6年2月7日
豊橋市環境部環境保全課

令和6年1月24日に報道発表した土壌汚染の現在の対応状況について

豊橋市原町地内においてふっ素及びその化合物により汚染されていた場所は、アスファルト舗装及び不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水による汚染の拡散のおそれはありません。今後、土地の所有者は、汚染土壌の掘削除去とその効果を確認するための地下水調査を実施する予定です。

また、豊橋市は環境省による地下水質モニタリングの手引きを参考に、汚染されていた場所から半径250m以内の井戸(3か所)において地下水汚染の状況を確認したところ、環境基本法第16条に基づくふっ素及びその化合物の地下水の水質汚濁に係る環境基準に全て適合しており、当該井戸の所有者へ周知しました。